

令和2年第7回

上小阿仁村議会臨時会

会 議 録

令和2年11月18日（開会）

令和2年11月18日（閉会）

令和2年第7回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会） 年月日 令和2年11月18日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 令和2年11月18日（10時00分）

○出席議員

1番	伊藤秀明君	2番	佐藤真二君
3番	武石辰久君	4番	齊藤鉄子君
5番	萩野芳紀君	6番	河村良満君
7番	北林義高君	8番	伊藤敏夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村長職務代理者

（総務課長）

田村秀幸

住民福祉課長

齊藤幹雄

建設課長兼産業課長

加藤浩二

診療所事務長

中島英樹

教 育 長

高橋 充

教育委員会事務局長

小林博隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大 沢 寿

議会書記 上 杉 文 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会 期 の 決 定

第3 議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告

- について
- 第4 議案第2号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第5 議案第3号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名
会議録署名議員の指名

4番 齊藤 鉄子

5番 萩野 芳紀

10時00分 開会

○議長（伊藤敏夫） ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤敏夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、4番 齊藤鉄子君、5番 河村良満君を指名いたします。

○議長（伊藤敏夫） 先ほど会議録署名議員は、5番 河村良満君と申しましたが、5番 萩野芳紀君を指名いたします。大変失礼いたしました。

日程第2 会期の決定

○議長（伊藤敏夫） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長(伊藤敏夫) 説明員の通告がありますので、報告いたします。

総務課長 田村秀幸君、住民福祉課長 齊藤幹雄君、産業課長兼建設課長 加藤浩二君、診療所事務長 中島英樹君、教育長 高橋充君、教育委員会事務局長 小林博隆君。

日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長(伊藤敏夫) 日程第3 議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田村秀幸) 臨時会提出予算関係議案をお願いします。1ページをお開きください。議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分についてございます。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

次のページをお願いします。専決第9号 専決処分書 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。令和2年10月16日の専決でございます。

3ページをお願いします。令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,128万8,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。歳入であります。17款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 村長の死去に伴いまして、11月29日執行の村長選挙経費の財源として、財政調整基金を繰り入れるものでございます。378万2,000円の補正であります。

12ページをお願いします。歳出でございます。2款 総務費 4項 選挙費 4目 村長・村議会議員選挙費 378万2,000円の補正でございます。内容でございます。1節 報酬 事務従事等にかかる分として、172万4,000円。3節 職

員手当等 15 万 2,000 円。8 節 旅費として 5,000 円。10 節 需用費 76 万 2,000 円。選挙事務費に関する消耗品や投票所に対する光熱水費などが含まれておりますが、今回はマスクや消毒剤など、コロナ対策に関連する消耗品なども計上しております。11 節 役務費 32 万 5,000 円。入場券の郵送代や選挙用のはがき代になります。12 節 委託料 11 万 8,000 円。投票記載台の運搬委託。選挙公報の配布委託料でございます。13 節 使用料及び賃借料 6 万 3,000 円。投票所や車の借り上げ料であります。最後にポスター掲示版ということで、14 節 工事請負費 63 万 3,000 円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号 採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第 1 号 令和 2 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 4 議案第 2 号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 4 議案第 2 号 令和 2 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

○議長（伊藤敏夫） 本件については、1 番 伊藤秀明君、4 番 齊藤鉄子君に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって退場を求めます。

（1 番 伊藤秀明議員、4 番 齊藤鉄子議員 退場）

○議長（伊藤敏夫） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案の 15 ページをお願いします。議案第 2 号 令和 2 年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。第 1 条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものでございます。

内容につきましては、19、20 ページをお開きください。みなさんの方に、参考までに見積書を提出しておりますが、農産加工施設のボイラー更新に伴う歳出予算組み替えの内容であります。2 款 総務費 1 項 総務管理費 17 目 地

域振興基金費 既定額 9,400 万 1,000 円に対しまして、198 万円を減額し、補正後の額を 9,202 万 1,000 円とするものでございます。6 款 農林水産業費 1 項 農業費 3 目 農業振興費 既定額 7,143 万 2,000 円に対し、198 万円を追加し、補正後の額を 7,341 万 2,000 円とするものでございます。14 節 工事請負費 198 万円を計上するものであります。

よろしく願います。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） はい、2 番 佐藤真二君。

○2 番（佐藤真二） 先ほどの委員会で資料請求しましたが、私が知りたかったところが、全部白塗りとなってきました。ボイラー1 台と自動軟化器、薬注装置 1 台、それぞれの金額を教えてください。

○議長（伊藤敏夫） はい、産業課長兼建設課長 加藤浩二君。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 私の方から金額の方をお伝えさせていただきます。ボイラーにつきましては、こちらのもの 1 台、定価で 173 万円のものでございます。その他、自動軟化器。軟水器ですが、定価表示で 19 万 6,000 円。薬注装置、こちらの方が定価表示で 6 万 3,000 円のものでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（伊藤敏夫） はい、2 番 佐藤真二君。

○2 番（佐藤真二） 今、自動軟化器について聞き取れなかったのものでそれ 1 つと、発注は随契ですか、それとも入札ですか。

○議長（伊藤敏夫） はい、産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） こちらにつきましては、農産加工施設に設置されていたボイラーが、急遽、壊れたということで、製造元の方に確認をさせていただいたところでございます。納期的にも、使用している方々の今後の予定からも、年末にかけて使用頻度が大変高くなるということで、喫緊に修繕をしたいと考えておりますので、こちらの見積もりをいただいた業者さんの方に、随意契約というかたちで、お話をさせていただきたいと思っております。

○2 番（佐藤真二） 自動軟化器についても、教えてください。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 自動軟化器につきましては、定価で 19 万 6,000 円。軟水器ということで、表示されています。

○2 番（佐藤真二） 分かりました。

○議長（伊藤敏夫） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第2号 採決

○議長(伊藤敏夫) 議案第2号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

○議長(伊藤敏夫) 1番 伊藤秀明君と4番 齊藤鉄子君の入場を許します。

(1番 伊藤秀明議員 4番 齊藤鉄子議員 着席)

日程第5 議案第3号 上程・採決

○議長(伊藤敏夫) 日程第5 議案第3号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田村秀幸) 提出議案の1ページをお願いします。議案第3号であります。議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。提案理由 議会の議員の期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

2ページをお願いします。改正の内容であります。令和2年12月の期末手当の額を0.05ヵ月引き下げ、1.5625ヵ月分とし、令和3年度分については6月、12月分とも1.5875ヵ月とするものでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤敏夫) これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長(伊藤敏夫) これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第3号 採決

○議長(伊藤敏夫) 議案3号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部

を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号 上程・採決

○議長(伊藤敏夫) 日程第6 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田村秀幸) 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。提案理由 一般職の職員の給与改正に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いします。改正内容につきましては、議案3号と同様であります。令和2年12月の期末手当の額を0.05ヵ月引き下げ、1.5625ヵ月分とし、令和3年度分については6月、12月分とも1.5875ヵ月とするものでございます。

以上です。

○議長(伊藤敏夫) これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長(伊藤敏夫) これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第4号 採決

○議長(伊藤敏夫) 議案4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第5号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第7 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。提案理由 秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の期末手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

6ページをお願いします。改正内容であります。令和2年12月の期末手当の額を0.05ヵ月引き下げ、1.20ヵ月分とし、再任用職員については、0.65ヵ月分とするものでございます。一般職の職員の令和3年度分については6月、12月分とも1.225ヵ月とし、再任用職員については、0.675ヵ月分とするものでございます。

説明は以上であります。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第5号 採決

○議長（伊藤敏夫） 議案5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第6号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第8 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。提案理由 令和2年12月期の会計年度任用職員の期末手当の額を現行のままとするため、この条例案を提出するものであります。

8ページをお願いします。本来は一般職に準ずる内容となっておりますが、1会計年度ごとに任用される職員であることから、規則の読み替え規定によりまして、年度途中の改定は行わないというものであります。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） これより討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第6号 採決

○議長（伊藤敏夫） 議案6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

閉 会

○議長（伊藤敏夫） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これにて、令和2年第7回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

10時24分 閉会

上記会議経過は、議会事務局長 大沢寿の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するため、ここに署名する。

議 長_____

署名議員_____

署名議員_____